電気通信大学大学院電気通信学研究科教育委員会規程

昭和62年10月 1日 改正 平成 4年 6月10日 平成 5年 4月21日 平成 6年 3月10日 平成 8年 4月 1日 平成16年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成20年 4月 1日

(設置)

第1条 電気通信大学大学院電気通信学研究科(以下「研究科」という。)に、研究科の 教育に関する事項を審議するため、大学院電気通信学研究科教育委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 教育課程の編成及び改善に関すること。
 - (2) 教育課程について、専攻の連絡調整に関すること。
 - (3) 授業及び研究指導に関すること。
 - (4) 学生の入学、休学、復学、退学及び修了その他身分に関すること。
 - (5) 特別聴講学生及び特別研究学生に関すること。
 - (6) その他教務に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する理事又は職員
 - (2) 研究科長
 - (3) 各専攻で、研究科委員会委員のうちから選出された者各2人

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が 生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)

- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (事務)
- 第8条 委員会の事務は、教務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、第3条第2号の規定により最初に任命された委員の任期は、第4 条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成4年6月10日から施行する。

附則

この規則は、平成5年4月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。